

## 当診療所は後発医薬品（ジェネリック医薬品）変更に対応致します

後発医薬品を在庫し、皆様の処方せんに対応いたしております。  
在庫のない後発医薬品についても、希望があれば採用を検討いたします。

ただし以下の場合に変更できない、あるいは変更しない方がよいと思われる例です。

- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）が、まだ発売されていない成分
- ・ 処方せんが医薬品変更不可の場合
- ・ 漢方エキス剤（すべて先発医薬品です）
- ・ 変更すると効果からみて症状が変化と思われる場合
- ・ 外用薬などで使用感覚の状況が変化と思われる場合
- ・ 適応症が同じでない後発医薬品（ジェネリック医薬品）
- ・ 先発医薬品との薬学的同等性が証明されていない医薬品
- ・ 流通が不完全あるいは常に購入できる製造量が確保できない医薬品

- （１） 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算に係る届出を行っている保険医療機関です。
- （２） 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して十分な対応ができる体制が整備されています。
- （３）（１）及び（２）の体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。  
また、変更する場合には患者さんに十分に説明させていただきます。

上記の体制により、令和８年６月の診療報酬改定に伴い、令和８年６月１日より「地域支援・外来医薬品供給対応体制整備加算１」を算定します。

河辺診療所 所長